

民間活力の導入に関する基準

平成19年7月
ふじみ野市

目 次

基準策定	
1 市を取り巻く状況	1
2 策定の趣旨	1
公的関与の基本的な考え方と範囲	
1 公的関与の基本的な考え方	2
2 市が関与する範囲について	2
民間活力導入の検討の視点	
	3
民間活力の導入手法	
1 民営化	6
2 外部委託	6
3 指定管理者制度	7
4 P F I	8

基準策定

1 市を取り巻く状況

行政を取り巻く社会情勢は、長期にわたる経済環境の低迷により、税収の減として現れ、行政運営における施策そのものを優先性、有効性、効率性、公正性、必要性等といった視点に立って選択する時代へと変化しています。

また、地方分権の進展に伴い、従来の機関委任事務の廃止など地方自治制度の抜本的な見直しが行われ、地方公共団体には国の制約を離れて「自己決定・自己責任」の原則のもとに、住民や地域の視点に立った行政を自主的かつ総合的に実施する役割が明確化されています。

一方、国においては、公共施設の建設や運営について、民間部門の資金、経営能力、技術力を活用する枠組みの整備（PFI）が図られたほか、NPO活動推進のための法整備が行われるなど、これまで続けられてきた行政と民間との役割分担を再検討する状況が生まれてきています。

本市においても行財政改革の推進にあたっては、現在市が行っている事務事業について「市が関与すべきか否か」という原点に立ち返り、「民間でできるものは民間に委ねる」という考えを基本に、行政の活動領域やその関与のあり方について見直しを行い、民間活力の導入を推進していくこととします。

2 策定の趣旨

本市においては、ふじみ野市行財政改革大綱やふじみ野市行財政改革推進5か年計画（集中改革プラン）で示した「さらなる市民サービス向上のための民間活力の導入」を推進するため、この民間活力の導入に関する基準を策定しました。

地方自治法では、「地方公共団体は、事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」としています。

本市は民間活力の導入にあたって、この地方自治法の基本原則を踏まえ、市民の安心・安全を第一に考え、市民ニーズや行政課題に効果的かつ効率的に対応し、市民サービスの維持・向上を図るために、行政責任の明確化、個人情報保護及び守秘義務の確保をしつつ、国の規制緩和等の動向を踏まえながら中長期的な視野に立って、外部の効率的で効果的な業務遂行機能や専門知識の十分かつ詳細な検証を行い、執行しようとする業務に適切な手法をもって民間活力の積極的な活用を図るものとします。

また、今後の行政運営にあたっては、限られた職員数により行政運営を行っていく必要があることから、職種別の職員の退職、新規採用の状況など別に定める定員適正化計画との整合性を図りつつ、行政が担うべき業務の守備範囲を明確にし、民間活力の導入について検討していくものとします。

公的関与の基本的な考え方と範囲

1 公的関与の基本的な考え方

市が実施する事務事業の公的関与のあり方については、以下の考え方を基本とします。

- (1) 行政が実施する事務事業の中で行政関与の必要性がないものについては、廃止を含めた見直しを行う。
- (2) 「民間でできることは民間に委ねる」ことを基本に、市の関与は必要最小限とする。
- (3) 市のサービスを実施するにあたっては、費用対効果や効率性の観点から、民間活力を積極的に導入する。
- (4) 市が直接実施すべき事務事業については、更に簡素化・効率化を図る。
- (5) 特定の利用者に限ってサービスを提供するような場合には、負担の公平の観点から、利用者に適正な費用負担を求める。

2 市が関与する範囲について

市が実施主体となり関与（直接実施）しなければならない事務事業は、概ね次のとおりとされており、民間活力の導入には適さないものとされています。

ここでの「関与（直接実施）」とは、その事務事業を実施するうえで、市がすべてにおいて関与するということであり、言い換えれば、その事務事業を実施するうえで、一部分についても民間活力を導入できないということです。

- (1) 法令の規定等により市が直接実施しなければならないもの
- (2) 許認可等の公権力の行使に当たるもの。ただし、これに付随する定型的な事務事業など、公権力の行使に直接関与しない部分については、関係法令に抵触しない範囲で民間活力を導入できないかどうか検討する。
- (3) 政策・施策等の企画立案・調整・決定などのうち、行政自らが判断する必要のあるもの
- (4) 公正性や公平性の確保、個人情報保護が必要であり、市自らが実施すべきもの（契約において機密保持等を明記することによりこれらの問題を回避できる場合を除く。）

上記(1)から(4)に該当するもの以外は、すべて民間活力の導入が可能であると考え、積極的に民間活力の導入を検討します。

民間活力導入の検討の視点

本市の民間活力導入に関する基本的な考え方は、市民の安心・安全を第一に考え、市民ニーズや行政課題に効果的かつ効率的に対応し、市民サービスの維持・向上を図るために、行政責任の明確化、個人情報保護及び守秘義務の確保をしつつ、民間の優れた能力を最大限に活用することです。

民間活力の導入の際には、この基本的な考え方を踏まえ、次の点について十分な検討を行うものとします。

(1) 役割分担の明確化

民間活力の導入を考える場合に最も重要なことは、「行政・民間・市民の役割」を明確に区分することです。「市民サービスの向上＝あれもこれも行政」という考え方を撤廃し、行政として、本当に必要な業務は何かを考え、行政と民間等の活力を十分に認識する必要があります。

(2) 市が行う業務の明確化

民間活力の導入を考える場合は、市が中心的、重点的に行わなければならない業務を明確にし、市は市民に何を提供するところかを基本として考えます。

(3) 対象の検討

民間活力を導入しようとする該当業務についてのプロセスを明らかにし、全体を対象とするか、一部分を対象とするかを検討します。

また、一部を対象とした場合、どの部分を対象としたときに、民間活力の導入のメリットが十分に発揮できるか検討します。

なお、民間活力の導入ができないと判断したときには、市が直接実施しなければならない理由を明確にするものとします。

(4) 法令等の裏付け

民間活力の導入の検討においては、その分野が法律や条例等により民間活力の導入が制限されていないかを確認する必要があります。

(5) 行政の責任体制の整備

民間活力の導入は、民間が一定の部分を担うことにより、民間が責任を負う部分が生じます。しかし、本来行政が行うサービスには、行政としての責任があることから、行政責任を明確にし、その責任体制を整える必要があります。

(6) リスクの分析

従来、行政が行っていたことを民間が実施することにより、メリットだけでなく、必ずリスクが発生します。民間活力の導入後に発生すると考えられるあらゆるリスクを分析し、リスクを回避できる方策を十分に練るものとします。特に、市民に与えるリスクについては、物理的な影響だけでなく、心理的な影響も十分考慮します。

(7) 効率性の分析

効率性（サービスの質とコストの比較）の分析を十分に行います。現在のコストを正確に算出し、民間活力の導入後の経費等と客観的に比較検討します。

また、同時にサービスの質についても比較検討を行い、総体として効率性が向上するかを明確化させるものとします。

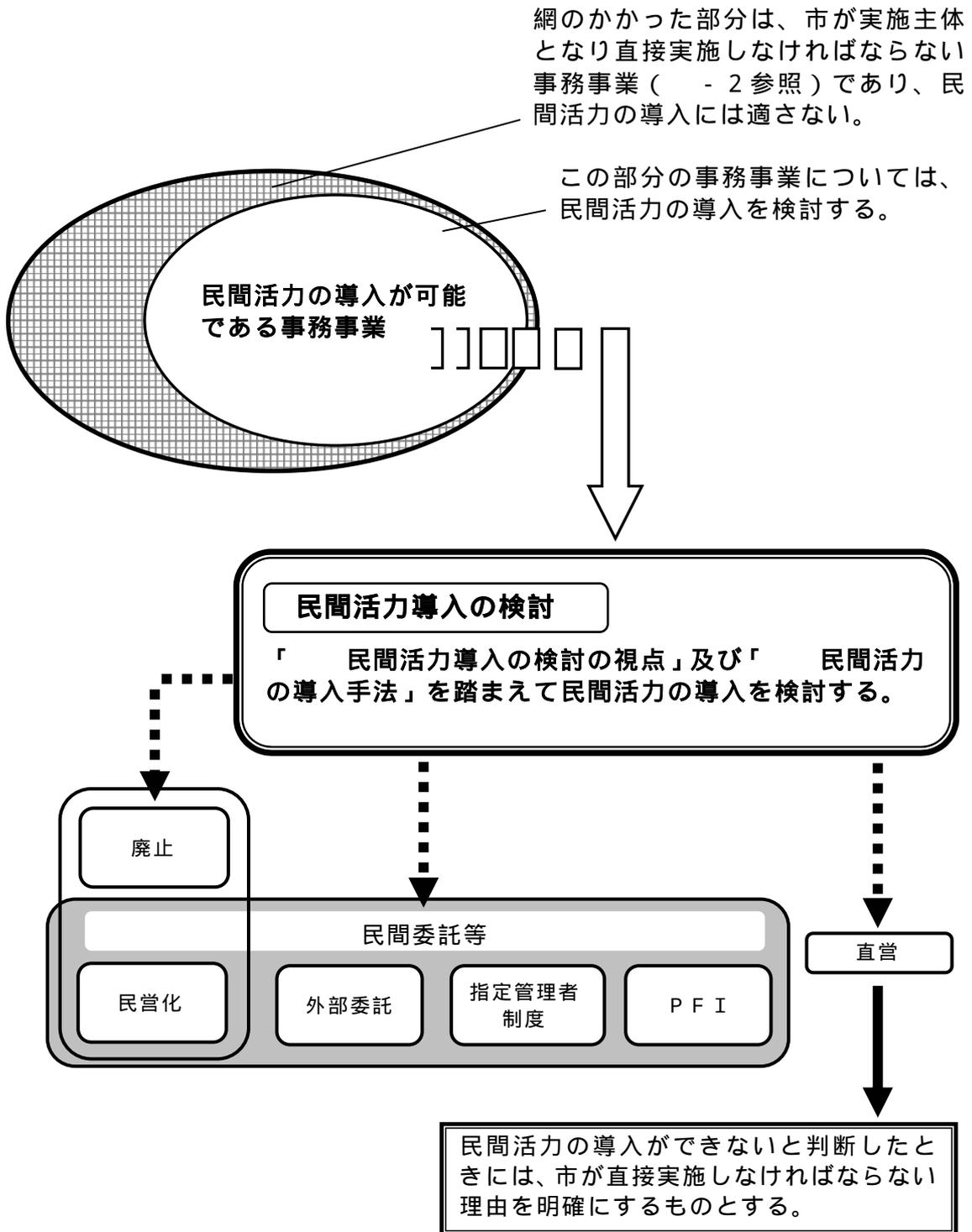
なお、コスト計算については、表面上で算出されるものだけでなく、資産価値やリスクといった目に見えないものもできるだけ考慮するものとします。

(8) 相手方の状況把握

民間活力の導入の相手方には、民間の企業だけでなく、市民活動団体やNPOなども加えて検討し、また技術水準及び業務遂行能力の把握にも努めるものとします。

イメージ図

市が実施している全ての事務事業を大きな楕円で表す。



民間活力の導入手法

1 民営化

民営化とは、市場競争原理が働く領域において、「民間でできるものは民間に委ねる」という原則に基づき、民間が主体となって市民サービスの提供や事務事業を行う方が望ましいものについて、施設の民間移譲や事務事業の廃止により、そのサービスの提供や事務事業の全部又は一部の業務執行を民間が実施主体として担っていくことをいいます。

【民営化の基本的な考え方】

民間が実施主体となってその役割を担うことが最良であり、また、担うことが充分可能なもので、行政が実施しなくても民間が実施することで充分補完できるものについて、民営化の可能性を検討します。

【民営化の検討事項】

次の事項に該当するものは廃止を含め民営化を検討します。

- (1) 所期の目的が既に達成されているものや法律等の改正により、市が実施主体となって行う必要性が失われ、また減少しているもの
- (2) 市民のニーズと合致しなくなり、市が撤退しても支障のないもの
- (3) 民間によって、同種のサービスが提供されていて、行政が実施する必要性が失われているもの
- (4) 法令上、行政が実施する必要がなく、民間活力の導入によって、効率性とサービスの向上が期待できるもの
- (5) 市民の需要が多く、民間の経営努力により、採算がとれると見込まれるもの

2 外部委託

外部委託とは、行政がその権限に属する事務事業を直接実施せず、行政責任を果たすうえで必要な監督権などを留保したうえで、その事務事業の全部又は一部を民間等に委託することです。

【外部委託に適する事務事業の分野】

- (1) 定型的なもの
- (2) 業務形態が時期的に集中するなど常時一定の職員を配置する必要のない臨時的なもの
- (3) 各種イベント、研修会、講習会等において外部委託により効果的な運営が期待できるもの
- (4) 管理、運営など民間の自主性の発揮により弾力的・効果的な運営が期待できるもの

- (5) 民間の専門的な知識、技術、設備等の活用が期待できるもの
- (6) 同種の業務を行っている民間の事業主体が多いものなど外部委託により効率的・効果的な執行が期待できるもの

外部委託導入に際しての取扱いは、「外部委託ガイドライン」に基づくものとします。

3 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方自治法の一部改正(平成15年6月改正、9月施行)に伴い、実施された制度です。従来、市の公の施設の管理ができるのは、公共的団体及び市の出資法人に限定されていましたが、法改正により、幅広く民間の企業やNPO団体等に管理代行させることができる制度です。

【指定管理者制度の概要】

- (1) 指定管理者制度は、最終的な管理権限を地方公共団体に残したまま、指定した団体等に施設の管理及び運営を代行させるものです。
- (2) 指定管理者による管理であっても、地方公共団体は公の施設の設置者として、市民に対して施設設置者としての責任を負っています。
- (3) 指定管理者の指定の手続きについては、指定管理者が行う管理基準及び業務の範囲を条例で定めることとされています。また、指定管理者の指定にあたっては、期間を定め、たうえで、議会の議決を必要とします。

【指定管理者制度の目的】

この制度は、多様化する市民サービスに、より効率的、効果的に対応するため、民間等の能力を活用することが有効的であるとの考え方に立ち、管理主体、範囲等の制限をはずしつつ、公の施設としての適正な管理を行い、市民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的としています。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に関する枠組みの大きな変更となるものです。この指定管理者制度の導入を契機として、本市の公の施設全般について、実施する事務事業の充実を図るとともに、施設のあり方や管理運営方法などの検討を行い、効率的、効果的な施設運営を図っていくものとします。

本市の指定管理者制度導入に関する基本的な方針は、「ふじみ野市指定管理者制度導入に関する基本方針」に、導入に際しての事務手続きについては、「ふじみ野市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務の手引」に基づくものとします。

4 P F I (Private Finance Initiative)

P F Iとは、従来、地方公共団体が自ら行ってきた公共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術能力を活用して行い、地方公共団体が直接実施するより効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法です。

【P F I導入の基本方針】

P F I手法が有効である事業については、「効率的な事業実施への寄与」、「事業費削減、平準化による効率的な資源配分への寄与」及び「客観的、透明性、公平性の確保による情報公開、説明責任への寄与」などのP F I手法の導入効果を踏まえ、本市の財政状況を勘案しながら、既存制度や既存政策だけにとらわれず、メリット・デメリットを含めP F I手法の有効性について慎重に検討を行います。また、P F I事業では従来の行政にはない知識やノウハウを必要とし、かつ事業メリットを発揮するためには一定以上の事業規模が必要とされていることから、十分に研究を行ったうえで活用を検討します。

【P F I導入の効果】

- (1) P F I事業では、事業全体のリスク管理が効率的に行われることや、設計、建設、維持管理及び運営の全部又は一部を一体的に扱うことによる事業コストの削減が期待できます。
- (2) 事業を進めていくうえでは、事故、サービス需要の変動、物価や金利の変動等の経済状況の変化、計画の変更、天災等のさまざまな予測できない事態により損失等が発生する恐れがありますが、P F Iでは、これらのリスクを最もよく管理できる者がそのリスクを負担します。
- (3) 地方公共団体が行ってきた事業を民間等が行うことになるため、市民と行政の適切な役割分担に基づいた新たな市民と行政のパートナーシップが形成されることが期待できます。
- (4) 地方公共団体が行ってきた事業を民間等に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらします。また、収益事業を組み合わせることによっても、新たな事業機会を生み出すこととなります。

【P F Iの対象施設】

P F Iを導入する分野は、P F I法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 平成11年9月24日施行）に定められている範囲とします。

以下は、P F I法第2条で公共施設等として挙げられている分野（施設）です。

公共施設	道路・鉄道・港湾・空港・河川・公園・水道・下水道・工業用水道等
公用施設	庁舎・宿舎等
公益的施設	公営住宅・教育文化施設・廃棄物処理施設・医療施設・社会福祉施設・更生保護施設・駐車場・地下街等
その他の施設	情報通信施設・熱供給施設・新エネルギー施設・リサイクル施設・観光施設・研究施設
上記に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの	